

2022年度（令和4年度）
福山市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間

2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日まで

2 処理する一般廃棄物の種類

ごみ（固形状一般廃棄物）及び生活排水（液状一般廃棄物）

3 計画区域

（福山市全域）

行政区域内及び計画処理区域内人口			
行政区域内人口	461,500人	計画処理区域内人口	461,500人
固形状一般廃棄物			
計画収集人口	461,500人		
液状一般廃棄物			
計画収集人口（くみとり）	43,020人	みなし浄化槽人口	39,000人
浄化槽人口	42,420人	下水道人口	333,900人
自家処理人口	890人	集落排水人口	2,270人

4 収集する一般廃棄物の種類

(1) 一般家庭から排出された固形状一般廃棄物の分類

種類	主な品目
燃やせるごみ	紙くず，木くず，生ごみ，衣類・布類，プラスチック製の商品，汚れが落ちないプラスチック製容器包装，皮革類，灰等
容器包装プラスチックごみ	発泡スチロール，トレイ等のプラスチック製容器包装，ペットボトル容器
資源ごみ	びん類，缶類，金属類，ストーブ，ファンヒーター等
紙類（走島町を除く。）	新聞，雑誌，段ボール
不燃（破碎）ごみ	ガラス類，陶磁器類，小型家電その他不燃製品等
燃やせる粗大ごみ	木製の家具類，寝具類等
蛍光灯・使用済乾電池・ビデオテープ類・ライター類	蛍光灯，使用済乾電池，ボタン電池，ビデオテープ，カセットテープ，使い捨てライター等

(2) 一般家庭及び事業所等から排出された液状一般廃棄物

種類	内容
し尿	くみとり便所から排出されたし尿
浄化槽汚泥	浄化槽から清掃時に排出された汚泥

5 一般廃棄物の排出量の見込み

区分	発生量
燃やせるごみ	1 2 3, 6 5 7 t
容器包装プラスチックごみ	4, 8 7 8 t
資源ごみ	5, 3 7 2 t
不燃（破碎）ごみ	6, 1 0 9 t
燃やせる粗大ごみ	4, 0 6 7 t
使用済乾電池等	1 3 3 t
紙類	5, 3 6 3 t
し尿	2 5, 1 3 0 kl
浄化槽汚泥	7 3, 2 7 0 kl

6 一般廃棄物の処理量の見込み及び処理主体

区分		収集運搬	中間処理	資源化・最終処分
燃やせるごみ	家庭系	直営 2 8, 7 1 8 t 委託（1 5 社） 4 6, 4 4 9 t	〈焼却〉 直営 4 4, 8 5 5 t	
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 4 8, 4 9 0 t 公共施設の一部 直営又は委託		
容器包装プラスチックごみ	家庭系	直営 1, 6 3 6 t 委託（1 6 社） 3, 2 3 8 t	〈固形燃料化〉 直営 8 3, 9 2 0 t	〈埋立〉 1 3, 6 5 7 t
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 4 t 公共施設の一部 直営又は委託		
資源ごみ	家庭系	直営 1, 4 3 5 t 委託（1 6 社） 2, 8 7 7 t	〈破碎〉可燃性粗大ごみ処理ライン 直営 4, 0 6 7 t	〈再生利用〉 直営 5, 9 0 4 t 委託 3, 5 0 1 t
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 1, 0 6 0 t 公共施設の一部 直営・委託		
不燃（破碎）ごみ	家庭系	直営 1, 4 5 6 t 委託（1 6 社） 3, 0 5 7 t	〈選別〉プラスチックごみ処理ライン 直営 4, 8 7 8 t	
	事業系 （直接搬入を含む。）	許可・直接搬入 （不燃ごみ） 1, 5 9 6 t 公共施設の一部 直営・委託		

燃やせる粗大ごみ	家庭系	直営 519t 委託(14社) 936t		
	事業系 (直接搬入を含む。)	許可・直接搬入 2,612t		
使用済乾電池等 (家庭系)		直営・委託・許可・直接搬入 133t		
紙類		直営 1,641t 委託 3,310t その他 412t		直接資源化 5,363t
し尿		委託(1社) 100kl 許可(12社) 25,030kl	直営 98,400kl	埋立処分 20t その他 2,030t
浄化槽汚泥		許可(14社) 73,270kl/年		

※「直営」：市の直接処理，「委託」：業者委託による市の処理

「許可」：市が許可する業者による処理，「直接搬入」：市民及び排出事業者による搬入

7 ごみ処理実施計画

(1) 収集及び運搬計画

ア 分別区分，収集方法等

分別区分	収集回数	収集方法	排出方法
燃やせるごみ	週2回	ごみステーション(集積場) ※内海町の粗大ごみについては、戸別収集とする。	排出者は、透明又は半透明の中身の見える袋を使用し、分別収集に支障が生じないように排出すること。
容器包装プラスチックごみ	週1回		
資源ごみ	月2回		
紙類	月1回(走島町，内海町及び沼隈町を除く。)		
	週1回(内海町)		
	月3回(沼隈町)		
不燃(破碎)ごみ	月2～3回		
燃やせる粗大ごみ	年4回		
使用済乾電池等	年4回		

イ 収集しない固形状一般廃棄物

区分	内容
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り資源化などの減量を行った後、排出者自らの責任において適正に処理するか、排出者が依頼した固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入すること。
一時多量ごみ	引越しごみ、大掃除ごみ及び庭木の剪定ごみなどの一時多量ごみについては、排出者又は排出者が依頼した許可業者が、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入すること。
土砂、石、ブロック、コンクリート等	少量であれば受入が可能であり、排出者自らが市の最終処分場へ搬入すること。
マッサージチェア、畳、エレクトーン、オイルヒーター	排出者又は排出者が依頼した許可業者が、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入すること。
水銀を含む体温計など	排出者自らが、市の処理施設、各環境センター又は廃棄物対策課へ持ち込むこと。
特定家庭用機器（ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機〔ブラウン管式・液晶式・プラズマ式〕、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）	<p>排出者の責任において、次のいずれかの方法により、法に基づく指定引取場所へ運搬すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに購入又は買替えをした販売店に依頼する（収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。）。 ・許可業者に依頼する（収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。）。 ・排出者自らが運搬する（リサイクル料金を負担する。）。
フロン類を含む専ら業務用として製造・販売されている機器（エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、除湿器、ウォーターサーバー等）	<p>排出者の責任において、次のいずれかの方法により処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類を適正に処理できる業者へ依頼する。 ・フロン類を適正に処理できる業者に依頼しフロン類を回収したのち、回収証明書の写しを添えて市の処理施設へ持ち込む。
メーカーが行うリサイクル制度があるもの（パソコン、消火器、自動二輪、FRP 船）	排出者において、各協会等が実施するリサイクル制度を活用すること。なお、パソコンについては、回収を実施している販売店のほか、市が実施する小型家電の拠点回収等への持ち込みを行うこと。なお、小型二次電池については、排出者において一般社団法人 J B R C の協力店へ持ち込むことができる。
その他（バッテリー、タイヤ〔自動車、バイク〕、農機具、ガスボンベ、ピアノ、農薬、耐火金庫、自動車ホイールなどの処理困難物）	排出者において、購入した販売店などでの引取を依頼すること。

ウ 町内清掃等により発生した固形状一般廃棄物

町内清掃，道路清掃等により発生した廃棄物については，品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ実施者自らが収集運搬するか，市（市が委託した事業者を含む。）が運搬することとする。

(2) 中間処理計画

ア ごみ処理施設

施設名・所在地	処理形式	処理能力	処理量	処理（焼却）残さ
リサイクル工場 福山市箕沖町107番地2	—	A：プラスチックごみ処理ライン（選別） 45t/5h B：不燃性ごみ処理ライン（破碎・選別） 115t/5h C：可燃性粗大ごみ処理ライン（破碎） 10t/5h	A：4,878t B：6,876t C：4,067t	5,118t （ごみ固形燃料工場処分） 4,795t （埋立処分）
ごみ固形燃料工場 福山市箕沖町107番地7	ごみ固形燃料化	300t/16h	83,920t	—
西部清掃工場 福山市赤坂町大字赤坂521番地	全連続燃焼式	150t/24h	23,362t	4,397t （埋立処分）
深品クリーンセンター 福山市神辺町字上御領3000番地7	准連続燃焼式	80t/16h	17,136t	2,804t （埋立処分）
新市クリーンセンター 福山市新市町大字下安井3328番地6	機械化バッチ式	30t/8h	4,357t	754t （埋立処分）

イ 資源選別施設

施設名・所在地	事業主体	処理形式	処理能力	処理量
福山リサイクルセンター（民間施設） 福山市箕沖町56番地1	福山市委託清掃協同組合	磁選別・手選別	60t/8h	4,558t
神辺クリーンセンター（民間施設） 福山市神辺町字湯野1540番地1	神辺クリーンセンター株式会社	磁選別・手選別	25t/8h	2,658t
内海リサイクルセンター 福山市内海町字新道644番地1	市（委託）	磁選別・手選別	1.6t/5h	21t

8 生活排水処理実施計画

(1) 収集及び運搬計画

内容	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬する廃棄物の量	25,130kl	73,270kl
収集区域の範囲	福山市内全域	福山市内全域
収集形態	走島町は委託, それ以外の区域は液状(し尿)一般廃棄物収集運搬業許可業者(別表1のとおり)	液状(浄化槽汚泥)一般廃棄物収集運搬業許可業者(別表2のとおり)
収集回数	おおむね月1回収集する。	浄化槽管理者の依頼により収集する。
収集の方法	各戸からの収集とする。	各戸からの収集とする。
その他	2か所の貯留槽(山野・芦田)及び3か所の中継施設(新浜・新市・深品)を使用する。 搬入区域については, 市が指示するものとする。	

(2) 中間処理計画

施設名・所在地	処理方式	処理能力	処理量
汚泥再生処理センター 福山市箕沖町107番地2	膜分離高負荷脱窒素処理 +高度処理 資源化方式: 助燃剤化	200kl/日	し尿 15,720kl 浄化槽汚泥 45,790kl
西部衛生センター 福山市松永町七丁目2番31号	標準脱窒素処理 +高度処理	150kl/日	し尿 7,350kl 浄化槽汚泥 20,790kl
走島し尿処理場 福山市走島町道閑11番地	好気性消化処理	2kl/日	し尿 100kl 浄化槽汚泥 60kl
内海し尿処理場 福山市内海町字岩谷2540番地	膜式高負荷脱窒素処理	31kl/日	し尿 1,960kl 浄化槽汚泥 6,630kl

9 最終処分計画

(1) 埋立処分施設

施設名・所在地	面積	埋立容量	埋立形式	区域内への 予定埋立量	浸出液処理設備 (処理能力)
		残余容量			
箕沖埋立地 福山市箕沖町10 7番地3	165,000m ²	1,495,000m ³	サンド イッチ 方式	焼却灰 4,546t 不燃残さ 5,681t 清掃土 3,030t	5,600m ³ /日 →公共下水道へ
		1,091m ³			
新箕沖埋立地 福山市箕沖町10 7番地4	85,000m ²	628,000m ³	サンド イッチ 方式	-	100m ³ /日 →生物処理, 凝 集沈殿, 砂ろ過 →放流
		260,766m ³			
慶応浜埋立地 福山市柳津町22 85番地	41,000m ²	155,800m ³	サンド イッチ 方式	-	20m ³ /日 →深品クリーン センター焼却炉 噴射水槽へ
		休止予定			
深品埋立地 福山市神辺町大字 上御領3000番 地13	8,700m ²	75,000m ³	サンド イッチ 方式	焼却灰 2,898t	20m ³ /日 →新市クリーン センター焼却炉 噴射水槽へ
		30,717m ³			
新市埋立地 福山市新市町大字 下安井3328番 地6	7,200m ²	60,000m ³	サンド イッチ 方式	焼却灰 779t	10m ³ /日 →生物処理, 凝 集沈殿, 活性炭 ろ過→放流
		41,333m ³			
内海埋立地 福山市内海町66 2番地	3,000m ²	10,700m ³	セル工 法	不燃残さ 21t 清掃土 0t	-
		5,177m ³			

(2) 搬入される廃棄物の種類

種類	搬入容量	搬入量	備考
焼却灰	5,330m ³	7,955t	ごみ処理施設からの搬入
不燃残さ	3,820m ³	5,702t	
清掃土	2,005m ³	3,580t	

10 ごみの発生・排出抑制，資源化等の取組

市民・事業者・行政の協働により，環境にやさしい資源循環型都市の実現に向け，廃棄物減量等推進審議会等の意見を参考に様々な施策を実施する。

施策	内容
環境啓発・教育等による意識の向上	環境学習の拠点施設となるリサイクルプラザを中心に，環境定期講座の充実と様々な環境情報を提供していくとともに，学校・地域・事業所などで環境教育を実施し，環境問題に対して行動できる人材育成を行う。
集団回収の推進	子ども会，自治会等の集団回収に取り組んでいる団体に対し，「資源回収補助金制度」として補助金の交付を継続するほか，「資源回収協力店制度」や情報発信の充実により，集団回収の推進を図る。
生ごみ減量化・食品ロス削減の推進	食品ロスの発生量を把握するほか，食材の食べ切りや使い切り，生ごみの水切りをさらに推進するため，市民や事業者と連携した取組等の調査や情報提供の強化を行う。また，フードドライブの取組を継続する。
使い捨てプラスチック削減の推進	使い捨てプラスチックの削減に向けた周知を図るとともに，事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減への協力を促す。
事業系ごみの適正排出の指導	事業系ごみの展開検査や排出事業者への指導を定期的実施するほか，多量排出事業者には一般廃棄物減量計画書の作成・提出を求める。また，適正排出に向けて指導を強化するとともに，ごみの減量化や資源化を促進する。
リユースの推進	環境にやさしい行動としてリユースの取組を推進するため，SNS等様々な媒体を活用して周知啓発を行う。
個人，団体，事業者の表彰制度の実施	「ふくやま環境賞」等により，環境にやさしい取組を実践する個人，団体及び事業者を表彰し，その活動をより一層発展させるよう努める。
エコショップ（環境にやさしい店）の利用促進	買い物袋の持参の推進や再生商品の販売，ごみ減量等に取り組む店舗を「エコショップ」として認定し，店舗やエコショップ協議会での取組をホームページや広報紙等で幅広く紹介する。
地域イベント等における環境情報の提供	環境企画展を開催するほか，地域のイベント等に参画して，環境情報を発信する。
環境関連施設の見学会の推進	環境関連施設の見学会を継続していくとともに，新たな見学ルートの導入を検討するなど，市民意識の高揚を図る。
使用済みプラスチックの資源化の推進	分別回収による資源化を継続していくとともに，プラスチックの性状に応じた処理について，国の動向を考慮しながら調査・検討を行う。
小型家電の更なる資源化の推進	小型家電の排出特性を踏まえた経済的かつ効率的な回収方法を検討するとともに，宅配回収サービスの実施，回収拠点の拡充や更なる回収の推進に向けた情報発信を行う。
紙類の更なる資源化の推進	燃やせるごみの中には，多くの資源化が可能な紙類が混入していることから，公共施設を含め回収拠点の拡充に努めるとともに，エコショップ協議会や民間事業者等が実施する古紙回収（拠点）の情報発信を行う。なお，2022年度（令和4年度）から走島町を除く市域において，紙類の分別回収を実施する。
剪定枝等の資源化の推進	公共施設等から排出される剪定枝をチップ化し，土壌改良材として再生し，花壇整備等へ利用する。また，剪定枝や竹，刈草等のバイオマス資源としての新たなリサイクル手法を検討する。

情報発信ツールを活用した情報提供の推進	市民や事業者に対し、ごみの減量やリサイクルを普及・啓発するため、これまでの紙媒体に加え、SNSやチャットボット等を利用したわかりやすい情報提供について充実をしていく。
民間事業者を活用したリサイクルの推進	本市では、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の新規許可並びに業の実績のない者の許可更新は基本的に認めていない。今後は新たなリサイクルルートを確認し、資源化をさらに促進させるため、福山市一般廃棄物処理基本計画に準拠したリサイクルを行う民間事業者へは、品目及び処理方法を限定した一般廃棄物処理業の許可等を行う方向で検討する。
高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の検討	今後も高齢者人口の増加が見込まれており、高齢者のみの世帯などの増加により、家庭からの日々のごみ出しに課題が生じることも考えられることから、高齢者や障がい者のごみ出し支援の取組について調査・検討を行う。
新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築	ごみの収集運搬は、ごみ処理事業において市民にもっとも近い接点の部分であり、排出されるごみを生活環境の保全上支障がないよう速やかに収集し、中間処理施設へ搬入する必要があるため、引き続き、中間処理施設体制の方向性を見据えた効率的な収集運搬体制を検討する。
新たな中間処理体制の構築	福山リサイクル発電事業の事業期間が限られていることや本市の3つの焼却施設はいずれも老朽化が進行していることから、次期ごみ処理施設の整備を進めるとともに、府中市、神石高原町との広域処理体制を構築する。また、リサイクル工場等の資源化施設の今後の方向性についても検討する。
最終処分量の削減と延命化方法の検討	本市の5つの最終処分場には、焼却残渣や中間処理残渣、町内清掃土等が搬入されているが、残余容量に限りがあるため、資源化や搬入量の減量等、延命化の方法について検討する。
不法投棄対策	定期的パトロールや自治会・市民等からの連絡による情報把握、地域住民や警察署等との協働による不法投棄物の撤去作業等の取組を、市民等の協力を得て継続的に実施する。
在宅医療廃棄物等の適正処理	医療機関等の協力により適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、収集業務などの感染リスクが高まっているため、市民等に対する適正排出に関する啓発を行う。
リチウムイオン電池等の適正処理	リチウムイオン電池等は発火しやすく、収集車両や処理施設での火災の原因となるため、市民に適正排出の推進に向けた情報提供を行うとともに、「燃やせる粗大ごみ」の日（年4回）に「二次電池（充電式電池）」を回収する。また、事業者と連携した適正処理に向けた収集体制や処理体制の検討を行う。
処理困難物の適正処理	市民に対して、適正排出に関する情報発信を行う。また、事業者による回収・引取を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法等による処理を行う。
災害廃棄物対策	多発する災害に備え、福山市災害廃棄物処理計画に基づき、市民や事業者に向けた災害廃棄物の排出方法の情報提供を行い、理解と協力の確保に努めていく。また、災害廃棄物の仮置場の選定等について検討する。

液状（し尿）一般廃棄物収集運搬業許

別表 1

業者名	区 域
朝日環境衛生（有）	旭町，入船町，王子町，卸町，霞町，川口町，木之庄町，北本庄，草戸町の一部（芦田川より東側），熊野町，光南町，向陽町，桜馬場町，地吹町，清水ヶ丘，昭和町，住吉町，高美台，多治米町，千代田町，長者町，坪生町，坪生町南，寺町，道三町，奈良津町，西町，西桜町，野上町，花園町，東町，東川口町，久松台，古野上町，本庄町中，御船町，御門町，緑町，港町，南町，南手城町，南本庄，明治町，紅葉町，緑陽町，若松町及び神辺町（旭丘・上竹田・下竹田）
共栄サービス（有）	今町，胡町，沖野上町，笠岡町，神村町の一部（県道松永・新市線より東側，国道2号より南側），北美台，北吉津町，佐波町，三之丸町，城見町，新涯町，新浜町，大黒町，宝町，西新涯町，延広町，東桜町，東吉津町，伏見町，船町，本町，松浜町，丸之内，明王台，元町，吉津町，横尾町，駅家町（今岡・大橋・上山守・下山守・近田・坊寺・向永谷）及び神辺町（下御領）
（有）川崎商事	青葉台，赤坂町，伊勢丘（五丁目12の一部）神島町，春日町，春日台，春日池，郷分町，瀬戸町，津之郷町，能島，東手城町，東明王台（1番の一部・3番の一部・4番の一部を除く。），日吉台，山手町及び神辺町（川南）
来山環衛工業（有）	草戸町の一部（芦田川より西側），田尻町，鞆町，東明王台（1番の一部・3番の一部・4番の一部），箕沖町，箕島町，水呑町，水呑向丘，駅家町（中島・法成寺）及び神辺町（上御領・八尋）
（有）佐伯商事	伊勢丘（五丁目12の一部を除く。），大谷台，加茂町，鋼管町，蔵王町，城興ヶ丘，大門町，東陽台，西深津町，東深津町，引野町，引野町北，引野町東，引野町南，平成台，幕山台，三吉町，三吉町南，南蔵王町，明神町，山野町，駅家町（雨木・助元・新山・服部永谷・服部本郷・弥生ヶ丘）及び神辺町（東中条・西中条・三谷）
西日本興業（有）	曙町，一文字町，千田町，手城町，御幸町，駅家町（江良・倉光・万能倉）及び神辺町（徳田・新徳田・湯野・新湯野・箱田・平野）
（有）アイ・クリーン	今津町の一部（本郷川より西側），今津町四丁目の一部（市道松永中央線より南側），今津町五丁目の一部（市道今津27号線より西側），今津町六丁目・七丁目，金江町の一部（市道藤江50号線・市道柳津金江1号線より北側，鞆松永線より西側），神村町の一部（県道松永・新市線より西側，市道神村41号線・36号線・40号線・113号線を結ぶ道路より北側），高西町，東村町，本郷町，松永町二丁目・三丁目・六丁目・七丁目，南今津町，南松永町，柳津町及び神辺町（川北）
（有）フジメンテナンス	今津町の一部（本郷川より東側），今津町二丁目・三丁目及び四丁目の一部（市道松永中央線より北側），今津町五丁目の一部（市道今津27号線より東側），金江町（市道藤江50号線・市道柳津金江1号線より北側のうち鞆松永線より西側を除く。），神村町の一部（県道松永・新市線より西側，市道神村41号線・36号線・40号線・113号線を結ぶ道路より南側，国道2号まで），藤江町，松永町，松永町一丁目・四丁目・五丁目，宮前町及び神辺町（道上・新道上・十三軒屋・十九軒屋・新十九）
（株）オガワエコノス	芦田町
（有）内海衛生社	内海町
（有）土井商事	新市町
（有）アースウイング	沼隈町

液状（浄化槽汚泥）一般廃棄物収集運搬業許可業者・区域

別表2

業者名	区域
朝日環境衛生(有), 共栄サービス(有), (有)川崎商事, 来山環衛工業(有), (有)佐伯商事, 西日本興業(有), (有)アイ・クリーン, (有)フジメンテナンス, (株)オガワエコノス, (有)内海衛生社, (有)土井商事, (有)アースウイング, (株)浄管センター, (有)生必クリーナー	福山市内全域